

外国法制・実務

インドネシアにおける「ビジネス環境改善のための ドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」の 成果と今後の活動について

J I C A長期派遣専門家

菊 地 英理子

第1 はじめに

2021年10月にインドネシアの最高裁判所及び法務省法規総局¹をカウンターパートとして開始された「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という。)は、2025年9月末をもって終了した²。本プロジェクトは、2015年12月から2021年9月まで実施された「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(以下「前プロジェクト」という³)の第2フェーズとして実施されたものである。本プロジェクトでは、「ビジネス界における法的な予見可能性が改善する」という上位目標の下、「法令間の整合性確保に関する法令ドラフターの能力が向上する」(プロジェクト目標1。法務省法規総局が担当。)、「知的財産事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上する」(プロジェクト目標2。最高裁判所が担当。)という2つの目標を掲げ、両カウンターパートとの間で、研修教材や参考資料の作成、研修の実施など、人材育成のための様々な活動を行った⁴。

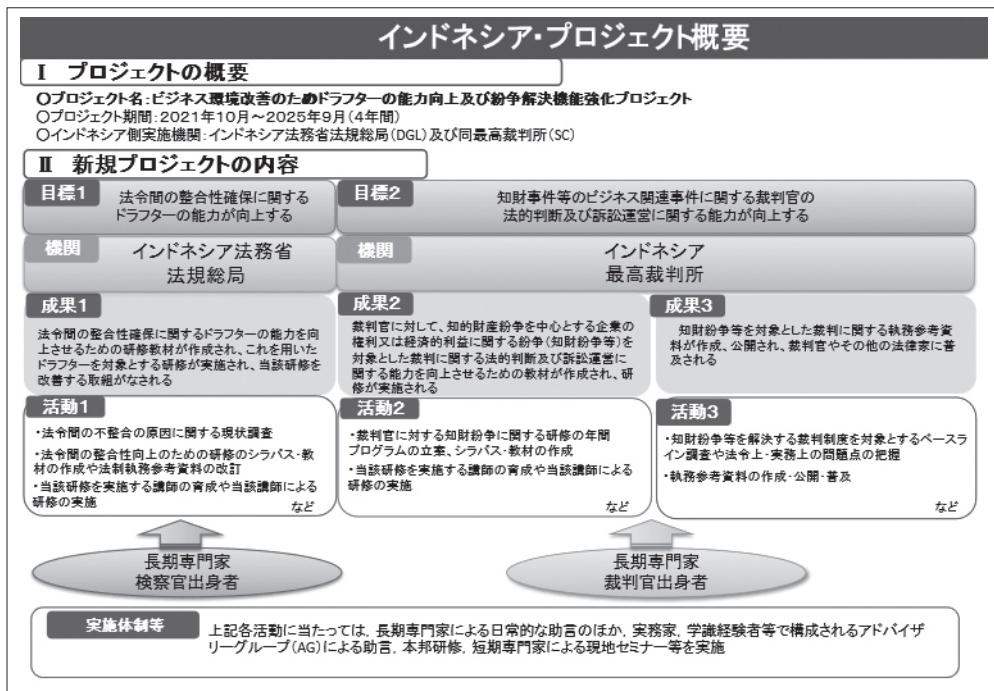
本稿では、本プロジェクトで実施した活動の内容やその成果を振り返った上で、本年10月から始まった「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」(以下「新プロジェクト」という。)の概要を紹介する。なお、本プロジェクトのうち、インドネシア最高裁判所での活動(プロジェクト目標2に関するもの)については、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～インドネシア最高裁判所における活動を中心に～」(本号19頁)において、当職と共に本プロジェクトに従事した國井陽平前JICA長期専門家による詳細な報告があるため、本稿では、当職が担当したプロジェクト目標1に関する活動、すなわち、法令ドラフターの能力向上のための取組みとその成果について述べることにしたい。

¹ 本プロジェクト開始時は、「法務人権省法規総局」であったが、2025年10月に行われた新大統領就任に伴う省庁再編により、「法務省法規総局」に名称が変更された。

² 本プロジェクトの概要については、西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」ICD NEWS第89号(2021年12月号)も参照(<https://www.moj.go.jp/content/001362410.pdf>)

³ 前プロジェクトの概要については、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産保護・法的整合性向上プロジェクト～」ICD NEWS第67号(2016年6月号)を参照(<https://www.moj.go.jp/content/001187311.pdf>)

⁴ 本プロジェクト期間中に派遣された長期専門家は、検察官出身者3名、裁判官出身者2名の合計5名である。当職は、2024年3月末から2025年9月末まで本プロジェクトに従事した。



第2 プロジェクト目標1に関する活動とその成果について

1 法務省法規総局の活動（プロジェクト目標1）と期待された成果

プロジェクト目標1（「法令間の整合性確保に関する法令ドラフターの能力が向上すること」）の下で期待されていた効果は、「法令間の整合性確保に関する法令ドラフターの能力を向上させるための研修教材が作成され、これを用いた法令ドラフターのための研修が実施され、当該研修を改善する取組みが行われること」であった。そして、本プロジェクトで予定されていた主な活動は、①法令の整合性を阻害している原因の分析を行うこと、②関係機関等との意見交換、特定法令の分析・検討等を行うこと、③上記各検討の結果を踏まえ、法令ドラフターの能力向上に資する研修内容を検討すること、④研修教材を作成・改訂し、研修を実施すること、そして、⑤これらの活動を通じて研修を担う講師を育成することであり、以下のような指標によって、その成果を測ることとされていた。

【プロジェクト目標1の成果に関する指標】

指標1-1：法的整合性に係る課題の分析結果のとりまとめ

指標1-2：上記分析結果を反映したシラバス、研修教材の完成

指標1-3：実施された研修の種類・回数

指標1-4：研修を受けた研修員の人数

指標1-5：研修を担う講師の育成

指標1-6：法令の整合性確保に対する研修講師の意識・行動の変化

指標1-7：実施された研修に対する関係者の評価

指標1－8：研修教材等への上記評価等の反映状況

指標1－9：特定の法案に関する問題点の分析（法令の整合性に関する観点から）

指標1－10：上記法案への上記分析結果の反映状況

指標1－11：法令の整合性の向上に関する意見交換等の実施回数

指標1－12：研修教材等への上記意見交換結果の反映状況

2 法的整合性に係る課題の分析及び各種意見交換の実施等（指標1－1、1－9、1－11）

本プロジェクトでは、まず、整合的な法令の制定を困難にしている原因を検討するためのワーキンググループ（以下、「WG①」という。）を立ち上げ⁵、8回にわたり、関連省庁や地方事務所、地方政府や日本企業等を対象としたインタビューを行って、法令の不整合が生じている具体的な事例や不整合が生じた原因についての意見等を収集した。そして、WG①で15回にわたる検討会議を行い、その結果を報告書にとりまとめた⁶。法令の不整合を引き起こす要因には、省庁間の権力争い（セクターエゴ）、や政治的な圧力など、本プロジェクトでは対応することができない外部的な事項も含まれていたが、一方で、法令制定のルールに関する理解が不十分な法令ドラフターがいることや、法令制定プロセスに関するルールの解釈をめぐり、法令ドラフター間でも意見の相違が生じていることなども明らかになった。また、このような事態が生じている原因の一つとして、法令ドラフターのための専門研修の機会が十分でなく、基本的な知識や基礎的な技術を習得しないまま、法令制定業務に当たっている職員が少なからず存在していることも明らかになった。

そこで、本プロジェクトでは、改善策として、全ての法令ドラフターのバイブルになり得る執務参考資料を作成して、広くこれを配布すること、また、短期間で効率よく法令制定技術の基礎を学ぶことができる技術指導研修を作ることを活動の中心に据えることにし、それらの作業を行うためのワーキンググループを3つ立ち上げた（以下、それぞれ「WG②」「WG③」「WG④」という。）。

3 執務参考資料（Q & A Book）の改訂及び活用促進活動（指標1－2、1－12）

インドネシアでは、法律や法務大臣令等において、法令制定のプロセスや技術的事項が詳細に定められており、法令ドラフターはこれらに従って法案作成を行うことが求められている。しかしながら、法令ドラフターの中には、その詳細を十分理解して

⁵ WG①には法規総局の各局や地方事務所から合計26名の法令ドラフター等が参加し、Ceno Hersusetiokartiko 秘書局長（当時）が彼らを指導した。

⁶ インドネシアで法令の不整合が生じている原因について検討・調査した状況については、廣田桂「インドネシアで法令間の不整合が起る原因及び法令制定時の課題」ICD NEWS第92号（2022年9月号。https://www.moj.go.jp/content/001381628.pdf）及び及川裕美「日本・インドネシア双方の観点によるインドネシアの法令案起草・審査手続の問題点及びその改善策」ICD NEWS第99号（2024年7月。https://www.moj.go.jp/content/001422833.pdf）を参照。

いない者もおり、また人によって法令に関する理解が異なる場合があるなど、法令ドラフターの間でも、法令制定に関するルールの理解が統一されているとは言い難い状況にある。このような状況に対応するため、前プロジェクトにおいても、法令制定に関する手続きや技術的事項を解説した2冊の執務参考資料（以下、それぞれ「Q & A Book 第1版（中央編）」「Q & A Book 第1版（地方編）」という）を作成し、法令ドラフターに広く配布していたのだが、これらの執務参考資料には、その後に行われた法改正が反映されておらず、また内容が不十分な点もあり、解説の追加や見直しが必要と言われていた。

そこで、本プロジェクトでは、WG②が中心となって「Q & A Book 第1版（中央編）」の見直し⁷、またWG③が中心となって「Q & A Book 第1版（地方編）」の見直し⁸を行い、「Q & A Book 第2版（中央編）」及び「Q & A Book 第2版（地方編）」を完成させた。この活動では、まず法規総局に所属する全ての法令ドラフターに、第1版の内容の検討を割り当て、解説の追加・修正の必要性等について意見を出してもらった上で、WGに登録されたメンバーが中心となって全面的な見直しを行った。WGでは、法令案の作成や審査の過程で、具体的にどのような混乱が生じているのか、どこに理解の相違があるのか、他省庁や地方事務所からどのような質問が寄せられているのかなどについて様々な意見を出し合い、また、これまでに実施した地方事務所等との意見交換の結果なども踏まえながら、全ての項目について一つ一つ検討を行った。また、法規総局の所管ではない事項や、人によって理解が分かれている事項については、当該事項を所管する部局や学者などにも意見を求めて、より正確で適切な説明を試み、また読み手にとってわかりやすい解説となるよう、推敲を重ねた。この改訂作業には約1年を要したが、その結果、「中央編」は約100ページ増、「地方編」は約50ページ増と、非常に充実した内容の執務参考資料を完成させることができた。この「Q & A Book 第2版（中央編）」及び「Q & A Book 第2版（地方編）」は、各5000冊の製本版を作成して中央省庁や地方事務所に配布したほか、誰もが容易に入手することができるようE-Book版も作成し、法務省法規総局のウェブサイトで公開した⁹。

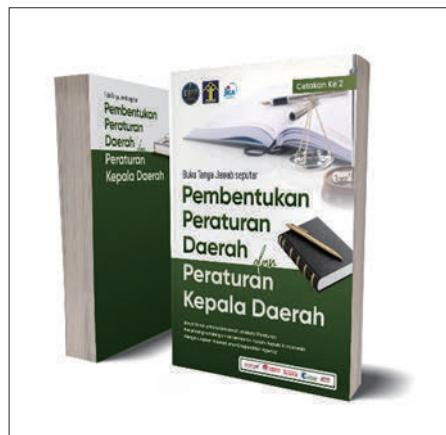
⁷ WG②には、「Q & A Book 第1版（中央編）」の作成メンバーを中心に、法規総局の各局から合計18名の法令ドラフター等が参加し、法規総局法令ハーモナイゼーション第Ⅲ局のウナン局長が彼らを指導した。

⁸ WG③には、「Q & A Book 第1版（地方編）」の作成メンバーを中心に、法規総局の各局及び地方事務所から合計23名の法令ドラフター等が参加し、地方条例等の制定促進及び法規制定計画指導局のワイドヤストゥティ局長が彼らを指導した。

⁹ 法務省法規総局ウェブサイト <https://djpp.kemenkum.go.id/publikasi/buku>

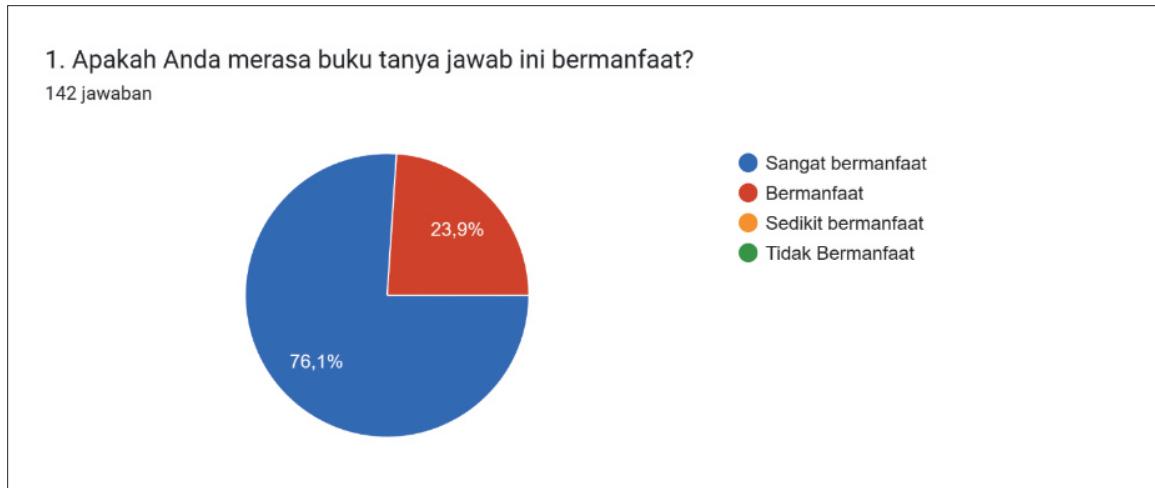


<Q & A Book 第2版（中央編）>



<Q & A Book 第2版（地方編）>

そして、2025年2月、インドネシア法務大臣及び法務副大臣、中央省庁や地方政府、法規総局の地方事務所の代表者等を招待して「Q & A Book 第2版（中央編）」及び「Q & A Book 第2版（地方編）」のローンチングイベントを行い、インドネシア全土の法令ドラフターにこれらを業務で活用するよう促した¹⁰。また、同年8月にも、東カリマンタン島のサマリンダ及び新首都スサンタラで、地方事務所や地方政府の法令ドラフター、新首都府の職員等を対象にソーシャライゼーションを行い、本執務参考資料の使い方を説明した¹¹。



<サマリンダでのソーシャライゼーションで実施したアンケートの結果（一部抜粋）>

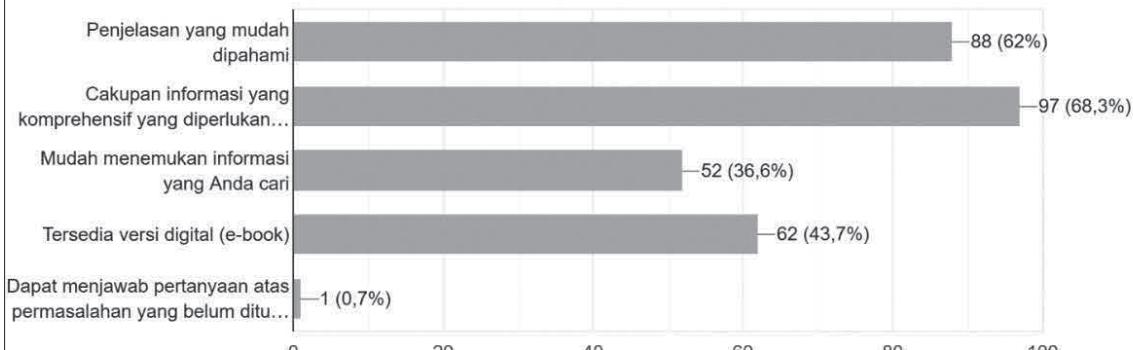
執務参考資料につき、76.1%が「非常に便利だ」、23.9%が「便利だ」と評価した。

¹⁰ ローンチングイベントには、オンラインも含め、合計1078名の法令ドラフター及び関係者が出席した。

¹¹ サマリンダ及び新首都でのソーシャライゼーションには、オンラインも含め、合計386名の法令ドラフター及び関係者が出席した。なお、後述の技術指導研修においても参加者に執務参考資料を配布し、使い方の解説を行った。

2. Aspek apa saja dari buku tanya jawab yang menurut Anda paling penting (jawaban ganda diperbolehkan)?

142 jawaban



執務参考資料につき、参加者の 68.3 %が、「職務に必要な情報が網羅されている」と回答し、62 %が「説明がわかりやすい」と回答した。

4 技術指導研修モジュールの作成と研修の実施（指標 1－2、1－3、1－12）、研修に対する関係者の評価（指標 1－7）

インドネシアの法令ドラフターは専門職である。ドラフター職に任命された者は、専門研修を受講することが義務づけられているが、近年、この専門研修を受講せず、他の職務からの異動という形で法令ドラフター職に任命される者が増えている¹²。また、法令ドラフターの配属数が足りず、法令ドラフター職の任命を受けていない職員が法令案や条例案の作成を担当しているケースも少なくない。そのため、こうした職員らの知識の底上げや基本的技術の獲得が法令の整合性を確保する上で重要な課題となっているが、予算不足から十分な指導等が行われていない状況にある。

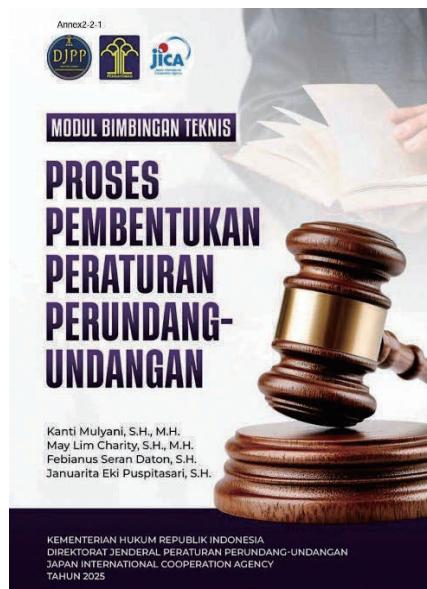
そこで、本プロジェクトでは、WG④において、法令制定に関する基本的な知識や基礎的な技術を学ぶことができる技術指導研修（B I M T E K）の内容を検討した。また、これまでに実施してきた技術指導研修では、講師によって教える内容やレベルにはらつきがあるという問題があったことから、技術指導研修で教えるべき内容を整理した研修モジュールの作成に取り組んだ。なお、この活動は、研修教材の作成や研修の企画・実施等といった活動を通じて、将来、研修等の講師として活動することができる職員を育成することもねらいとしていたため、若手の法令ドラフターを中心に戸籍登録課員を構成した。

WG④では、「法令制定プロセス」「法令の種類」「法令と政策」「技術的事項①（フレームワーク）」「技術的事項②（特別事項）」「技術的事項③（法令用語）」「ハーモナイゼーション（法令審査）」という 7 つのテーマに関する講義と演習から成る 3 日間

¹² 法令ドラフター制度については、及川裕美「インドネシアにおけるドラフター制度の概要」（ICD NEWS 第 97 号（2023 年 12 月号）。<https://www.moj.go.jp/content/001409100.pdf>）を参照。

の技術指導研修プログラムを作り、7つのグループに分かれて、各テーマに関する研修モジュールの検討を行った。そして、各グループにおいてモジュール案を作成した上で、法規総局の各局局長や上級ドラフターらにその内容を見てもらい、更に見直し・修正を行うというプロセスを経た。WG④に参加した若手職員にとって、研修教材の作成は大変な負担を伴う作業であり、また、各局の局長や上級ドラフターらに自分たちの検討結果をプレゼンし、検討不足を指摘され、理解の誤りを正されるという過程は相当なストレスを伴うものだったと思われる。しかし、このようなプロセスを経たことで、より正確で充実した研修モジュールを完成させることができ、またWG④のメンバーの知識をブラッシュアップすることができた。

この研修モジュールは、7つのテーマを1冊にまとめた上で、講師用として100冊の製本版を作成し、研修受講者にはソフトコピーを共有する形とした。

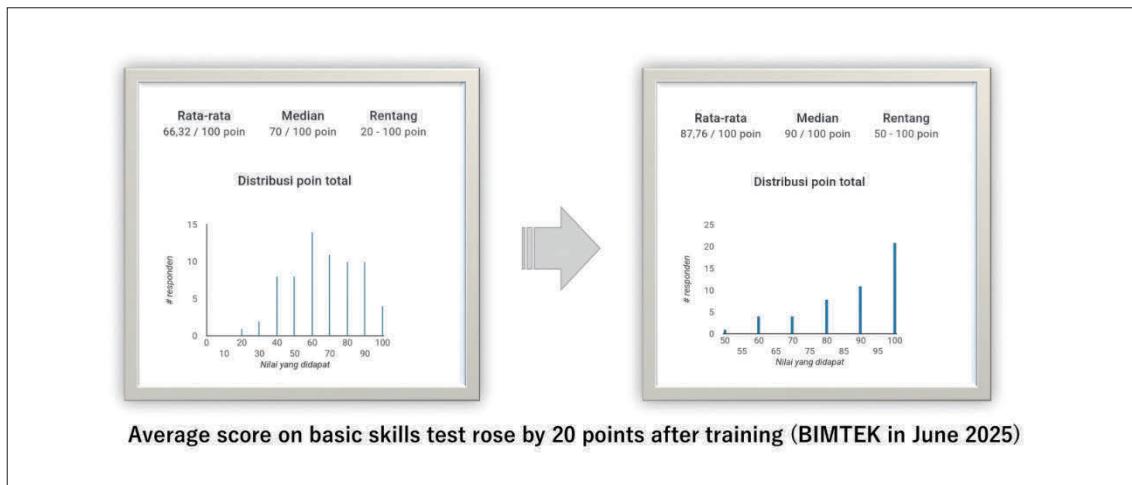


<WG④が作成した研修のモジュール>

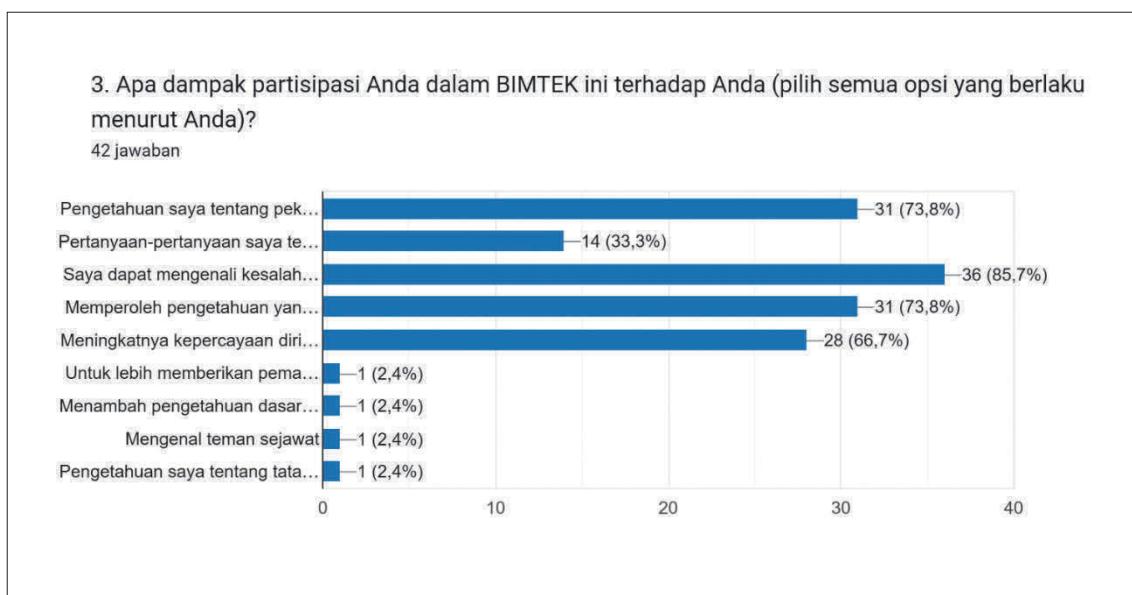
その後、WG④は、2025年6月に中央省庁を対象にした3日間の技術指導研修を、また同年7月には地方政府や法規総局の地方事務所を対象にした3日間の技術指導研修を、いずれもハイブリッド方式で行った¹³。技術指導研修の前後に、基本的な知識に関するチェックテストを実施したところ、いずれの回においても研修後には平均点の上昇が認められ、研修の効果がうかがわれた。これらの技術指導研修では、WG④のメンバーが7つの講義の講師を担当し、また演習のサポートをしたところ、初めて講師を務めた者がほとんどであったにもかかわらず、研修受講者から高い評価を得ることができた¹⁴。

¹³ これらの技術指導研修には、オフライン・オンライン併せて合計114名の法令ドラフターや法令ドラフター候補者等が参加した。

¹⁴ なお、本プロジェクトでは、研修で得られた評価等を研修教材に反映させることが想定されていたが（指標1～8）、研修教材や執務参考資料の内容に対する評価が高かったため、本プロジェクトでのリバイス作業等は不要と判断した。



<2025年6月に実施した技術指導研修での事前・事後テストの結果>
研修実施前と研修実施後では、チェックテストの回答の平均点が20ポイント上昇した。



<2025年7月に実施した技術指導研修でのアンケート結果>
73.8%が「法令制定に関する知識を見直し、整理することができた」と回答し、
85.7%が「知識や理解の誤りを正すことができた」と回答した。



<技術指導研修の様子①>
WGのメンバーが講師を務めた。



<技術指導研修の様子②>
WG④のメンバーと技術研修参加者たちと一緒に

5 実施した研修の種類・回数（指標1－3）、研修を受けた研修員の人数（指標1－4）

本プロジェクトでは、前記3で述べた執務参考資料のソーシャライゼーションや前記4で述べた2回の技術指導研修に先立ち、合計12回にわたり、インドネシア各地でセミナー等を実施した¹⁵。これらのセミナー等では、法令制定技術等に関する講義を行ったほか、法令の不整合の原因に関する意見交換や執務参考資料の改訂に関する意見収集等も実施した。

＜セミナー等の実施状況等＞

年	月	場所	参加者数		
			オンライン	オフライン	合計
2022	1	ジャカルタ	—	411	411
	3	ジャカルタ	24	310	334
	7	ジャカルタ	100	723	823
	8	バリ	40	—	40
	10	ジョグジャカルタ	47	—	47
2023	2	マカッサル	60	—	60
	2	ジャカルタ	15	523	538
	3	バンドン	70	—	70
	11	スラバヤ	55	—	55
2024	12	ロンボク	44	—	44
	3	ジャカルタ	52	—	52
	7	ジャカルタ	23	—	23

6 育成された研修講師の人数（指標1－5）、研修講師の意識・行動の変化（指標1－6）

インドネシアでは、講師としてセミナーや研修に登壇するためには、国家行政機関（Lembaga Administrasi Negara。以下「LAN」という。）による研修（TOT）を受講して教授方法等を学び、その資格を得なければならないとされている。法務省法規総局には、法令ドラフターの技術指導を担当する局があり¹⁶、通常は、同局の職員やベテランの法令ドラフターで、上記教授資格を有する者が研修やセミナーの講師等を担当している。しかし、本プロジェクトでは、所属局にかかわらず、研修講師として適性があると思われる若手ドラフター28名¹⁷を新たな講師候補者として育成することにし、技術指導研修に関する内容の検討や研修教材の作成、講義の実践を経験させ

¹⁵ セミナー等の概要については、及川裕美「インドネシア法整備支援オンラインセミナー（法令の整合性確保のための方策について）ICD NEWS第91号（2022年6月号。<https://www.moj.go.jp/content/001376363.pdf>）」や、上富敏伸「インドネシア共和国に出張して」ICD NEWS第94号（2023年3月号。<https://www.moj.go.jp/content/001392326.pdf>）を参照。

¹⁶ 地方条例等の制定促進及び法規制定計画指導局

¹⁷ このうち、教授資格を取得していなかった23名については、別途LANの研修（TOT）を受講させ、教授資格を取得させた。

た。

後から聞いたところによると、WG④の発足直後は、「研修を担当する自信がない」「知識も不十分なので、研修教材の作成は負担が重い」など、メンバーの中にはこの活動に参加することをためらう者もいたようである。しかし、活動終了後のインタビューでは、多くのメンバーから、「WG④の活動等を通じて法令制定に関する基本を学び直し、自分の知識を見直すことができた。」「自分たちで研修教材を完成させるプロセスを経たことで、自分の知識に自信を持つことができた。」など、本活動を通じて、法令ドラフターとしての成長を実感したとの声を聞くことができた。また、WG②を主導したウナン局長や、WG③及びWG④を主導したウィドヤストゥティ局長も、WG活動を通じ、若手職員らの知識や技術が磨かれ、また法的整合性の重要性に対する意識がより強くなったと評価した。

<WG④メンバー・Januarti Eki Puspitasari,S.H., M.H のインタビュー>

JICAプロジェクトで実施したTOT研修に参加したおかげで、人に教えるための知識や技術を学ぶことができた。それ以前は、TOT研修に参加する機会に恵まれなかつたため、自分に、講師となる適性があるのかが分からず、また講師として人に教えるような機会も得られないのではないかと思っていたが、このプロジェクトに参加したことでの自分の新たな可能性を見つけることができた。

モジュールを作成したり、また実際にそれを使って人に教えたりするためには、自分でも色々な文献を読んだり、いろんな資料を確認したり、法令を読み直したりする必要があった。JICA活動を通じ、こうした作業を行ったことで、自分のこれまでの知識を見直し整理することができたし、新たな知識も獲得することができた。最初は、どのようにモジュールを作つたらよいのかもわからなかったが、この活動を通じて、教材作りの知識や技術も身につけることができた。また、講師として、研修生の質疑応答に応じることで、研修員がどのような点に疑問を持っているか、またどのような点が分かりにくいのかをリアルに理解することができたし、他省庁の実情等も知ることができた。

私は、「教え方を学び、教材を作り、実際に教える」という、インプットからアウトプットまで一連の流れを経験し、人に教えることの面白さを知った。この経験を財産にし、今後も、更に自分の知識や技術を磨いていきたい。本邦研修を通じて日本ではどのように法令が制定されているのかを知ることができたことも、自分にとって非常によい経験になった。インドネシアの法令プロセスを改善するために、日本のシステムのよいところを参考にしていきたい。

<地方条例等の制定促進及び法規制定計画指導局・ウィドヤストゥティ局長のインタビュー>

(一部抜粋) >

このプロジェクトで実施したBIMTEKが研修参加者にとって非常に有益だったことはいうまでもないが、WGのメンバーにとっても大変有意義な活動になった。WGでは、7つの小グループに分かれ、それぞれのグループで、法令制定のルールや技術に関する事項を学び直し、様々な資料を確認して、それを正確にまとめ、各局長や上級ドラフターの助言を受けるという作業を行ったが、これらの作業は、彼らの知識をより一層確実なものにしたし、自分の考

えを人に説明するという訓練にもなった。また、WGのメンバーは、自分で作ったモジュールを使って、BIMTEKという場で実際に人に教えるという体験をしたことで、コミュニケーションスキルや指導力を向上させることができ、また自分の知識やスキルに自信を持つことができるようになった。私は、DGLの職員の能力評価や業績評価をする立場にあり、その立場からいつも彼らの仕事ぶりを見ているが、BIMTEKに関するWG活動に参加したことで、彼らの知識は確実に深まり、業務スキルが向上したことを強く感じている。これに関し、一つ例を述べたい。私の部下に、ある下級ドラフター（下から2番目の階級）がいたのだが、この人は、他の職務からの異動により法令ドラフターになったという経緯があり、法令ドラフターとしての知識はまだ十分ではない状況であった。本人もそれを自覚していたのか、普段からあまり自分の意見を言わず、いつも自信がない様子に見えた。しかし、その人をWGに参加させた結果、知識面でも技術面でもよい変化が見られるようになり、今では地方に対する指導役を任せられるまでに成長した。WG活動に組み込まれたことは、本人にとって大きな負担だったかもしれないが、結果として、大変よい効果が得られたと感じている。

通常、研修では、経験のある者が講師を務めることが多い。そのため、当初、BIMTEKのためのWGに登録された初級ドラフターや下級ドラフターからは、「自信がない」「負担が重い」などの声が上がっていた。しかし、彼らを励まし、WG活動に関与させたことで、彼らは大きく成長した。この活動は、WGメンバー個人にとっても、DGLにとっても、非常によい結果につながったと感じている。このような活動を継続すべきだと思うので、引き続き、支援をお願いしたい。



<WG④のメンバーに対するインタビューの様子>

技術指導研修での講義後、講師を務めたメンバー全員に活動を通じて得られた効果等について聴取した。

7 その他の活動（指標1－9、指標1－10）

前記2で述べたとおり、本プロジェクトでは、WG①において法令の不整合が生じる原因やその具体的な事例等について関係省庁や地方事務所等との間で意見交換を行い、また、WG内での検討会議を行った。法規総局では、これらの検討結果を、2011年法律第12号（2019年法律第15号により改正）の改正法である2022年法律第13号や、法令ドラフターの機能別研修カリキュラムに関する2022年法務人権大臣令第1号の法案作成の際に考慮した。また、本プロジェクト期間中、法案の成立には至らなかったが、本邦研修の機会を利用して日本の破産法について学び、インドネシアの破産制度の検討に役立てた。

8 法務省法規総局における活動のまとめとして

前述のとおり、法務省法規総局では、2つの執務参考資料と技術指導研修のための7つの研修モジュールを完成させ、28名の講師候補者を育成することができた。法務省法規総局は、本プロジェクトで作成した執務参考資料や研修教材を自信作として積極的に他省庁や地方事務所に紹介し、更なる活用促進を行っている。成果物の完成まで相当な期間と労力を要したが、カウンターパートにとって有意義な成果を出すことができたことを大変嬉しく思っている。なお、本プロジェクト期間中、合計3回の本邦研修を実施したところ、2023年9月に実施した1回目の本邦研修には主にWG①②に協力したメンバーが、また、2024年7月に実施した2回目と2025年5月に実施した3回目には、主にWG③④に協力したメンバーが参加した¹⁸。このように、本邦研修とWG活動とを連動させたことで、WGメンバーの活動意欲を高め、よりよい成果を生み出すことができたのではないかと感じている。

プロジェクト目標1「法令間の整合性確保に関する法令ドラフターの能力が向上すること」について、その成果を定量的に測ることは困難であるが、本プロジェクトでの活動が法務省法規総局の若手ドラフターの知識や技術を磨き、その意欲を向上させたことはまちがいない。また本プロジェクトの成果物がインドネシア全土の法令ドラフターの助けになることも十分期待できる。そのため、法務省法規総局においては、本プロジェクトの目標をおおむね達成することができたのではないかと思っている。

第3 新プロジェクトの概要

本年10月より、インドネシア最高裁判所及び法務省法規総局をカウンターパートとする新プロジェクト「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」が始まった。新プロジェクトの上位目標は、「OECD及び世界銀行の指標等の国際基準に照らし、包括的かつ持続可能な経済発展のためのビジネス環境が向上すること」であり、プ

¹⁸ 1回目の本邦研修については、菊地英理子「インドネシア法整備支援 第16回本邦研修」ICD NEWS第98号（2024年3月号。<https://www.moj.go.jp/content/001415503.pdf>）を参照。2回目の本邦研修については、高橋一章「インドネシア法制度整備支援 第17回本邦研修」ICD NEWS第101号（2025年3月号。<https://www.moj.go.jp/content/001435023.pdf>）を参照。

プロジェクト目標は、「経済分野における法司法制度の改革が促進されること」である。

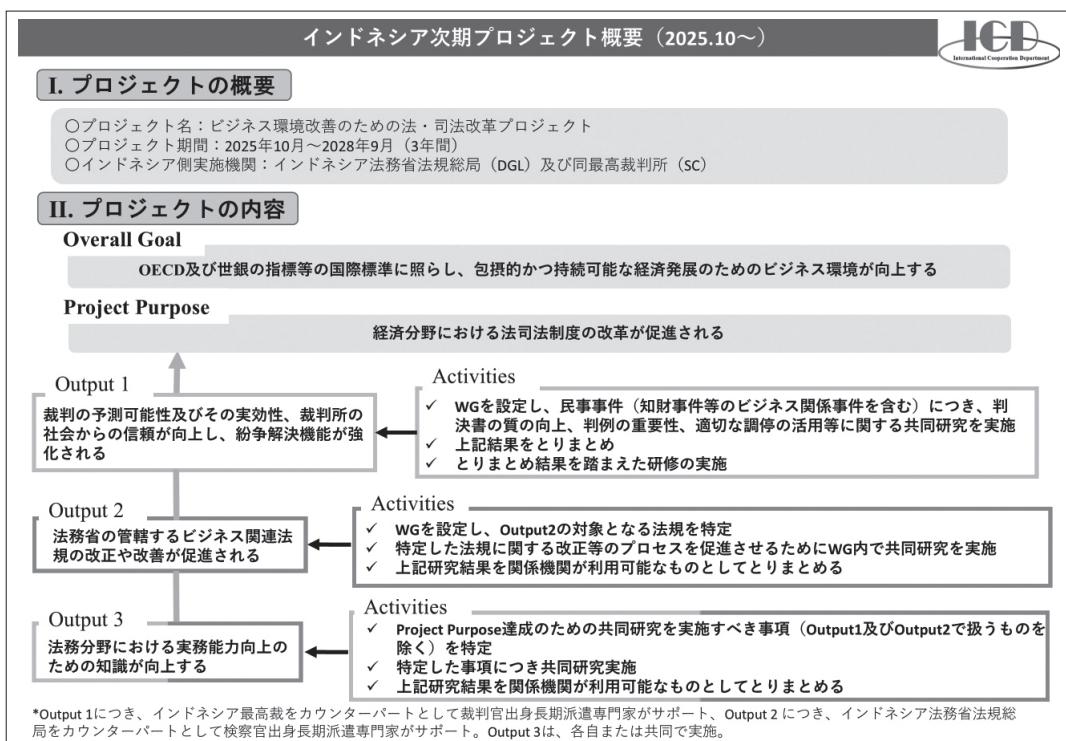
この目標の下、新プロジェクトでは、以下の3つの成果を目指し、カウンターパート等との間で、判決書の質の向上や調停の活用、特定法令の検討等に関する複数の共同研究などを行う予定である¹⁹。

【成果1】裁判の予測可能性及びその実効性、裁判所の社会からの信頼が向上し、紛争解決機能が強化される

【成果2】法務省の管轄するビジネス関連法規の改正や改善が促進される

【成果3】法務分野における実務能力向上のための知識が向上する

新プロジェクトの期間は3年間であり、本プロジェクトと同様、2名のJICA長期専門家が最高裁判所と法務省法規総局に派遣されている。成果1については最高裁判所が、成果2については法務省法規総局が実施し、成果3については両カウンターパートが単独又は共同で実施することが想定されており、毎年、両カウンターパートと協議して、具体的な活動計画を作成することになっている。既に最高裁判所からは、知財事件に関する教材作成や調停機能の強化等に関する要望が、また、法務省法規総局からは、破産法や民事訴訟法等の検討支援、法令制定分野におけるAI技術の活用等に関する要



＜新プロジェクトの概要＞

¹⁹ 新プロジェクトに係る策定調査の状況等については、廣田桂「インドネシア次期プロジェクト協議等」ICD NEWS第100号（2024年11月号。<https://www.moj.go.jp/content/001427488.pdf>）及び溝口千恵「インドネシア次期プロジェクトに係る詳細計画策定調査等」ICD NEWS第101号（2025年3月号。<https://www.moj.go.jp/content/001435025.pdf>）を参照。

望が出されているが、プロジェクト期間が3年間しかないことを念頭に置き、より効果的で有意義な活動を検討する必要があると考えている。また、新プロジェクトでは、必要に応じて、両カウンターパートが連携して行う活動等も検討していきたい。

第4 おわりに

本プロジェクトでは、最高裁判所の活動においても、法務省法規総局の活動においても、高い成果を出すことができたが、これは本プロジェクトに関わっていただいた多くの方々の御協力や御支援があったからにはかならない。インドネシア最高裁判所や法務省法規総局との間では、以前から良好な協力関係が維持されており、日本の法・司法制度に対する強い信頼を感じるが、これは、日頃から、日本の関係者の方々が、本プロジェクトを始めとするインドネシアとの様々な活動に心を寄せ、色々な形で協力してくれださっているからこそである。皆様のお陰で、本プロジェクトを無事に終了することができたことについて、心からの感謝を申し上げたい。

そして、新プロジェクトに対しても、引き続き、皆様のご理解とご支援を賜ることができれば幸いである。